

お 知 ら せ



法人県民税・法人事業税及び特別法人事業税の申告及び納付につきましては、かねてから多大なるご協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、貴社の法人県民税・法人事業税及び特別法人事業税の申告納付期限が近づいておりますので、下記にご留意のうえ期限内に申告納付をしていただきますようお願いいたします。

申告について

1. 申告納付期限

- (1) 中間(予定)申告 … 事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内
(仮決算に基づく中間申告は、予定申告に係る税額を超えない場合に限りです。)
- (2) 確定申告 … 事業年度終了の日から2月以内(申告期限の延長があった場合の申告は延長の日まで)
法人県民税の均等割のみを納付する公共法人及び公益法人等にあつては4月30日まで
- (3) 修正申告 … 申告した所得金額等、又は税額の計算が誤っていたときは遅滞なく、法人税について
税務官署の更正又は決定をうけたときは税務官署がその通知をした日から1月以内
(期限内に修正申告をしますと過少申告加算金が徴収されません。)

申告書を郵送される場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日で申告書提出の日を判定します。

2. 申告書の提出先 …… 長崎振興局税務部

振興局名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
長崎振興局 税務部	(095)822-3105(直) (095)822-3101(代)	850-0033	長崎市万才町3-17 長崎振興局万才町庁舎3階	長崎県内全域
県央振興局 税務部	(0957)22-0508	854-0071	諫早市永昌東町9-26 ニューウインドビル2階(諫早駅前)	窓口を持参の場合に限り 申告書の受付を行っています。 郵送される場合や申告内容に関する お問い合わせは、長崎振興局税務部 へお願いします。
〃 島原出張所	(0957)62-3375	855-0043	島原市新田町347-9	
県北振興局 税務部	(0956)25-5031	857-0041	佐世保市木場田町3-25	
五島振興局 税務課	(0959)72-1575	853-8502	五島市福江町7-1	
壱岐振興局 税務課	(0920)47-1111(代)	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触570	
対馬振興局 税務課	(0920)52-1311(代)	817-8510	対馬市厳原町国分1441 対馬市役所2階	

令和2年4月1日から、長崎県内全域の法人課税業務は、長崎振興局税務部に集約されました。

3. 申告書の提出について

3枚複写になっていますので、1枚目(申告書)と2枚目(入力用)を提出してください。

3枚目は貴社用の控えになっています。(2枚複写の場合は入力用がありません。)

なお、郵送の場合で、「控え」に受付印を希望される場合は、3枚とも提出し、返信用封筒を同封してください。

【大法人の電子申告義務化】

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人が提出する法人事業税等の申告書は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

大法人が書面により申告した場合、その申告書は無効なものとなり、不申告として取り扱われます。

大法人とは、以下に該当する内国法人です。

- ・事業年度の開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

4. eLTAXの利用について

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税については、eLTAXによる電子申告ができます。

「法人設立(設置)届」・「法人異動届」・「申告期限延長申請」・「更正請求書」についても電子届出・申請ができます。

詳しくは、エルタックスホームページ をご覧ください。

Webで

また、電子申告、電子届出・申請される際は、県の管理番号の記載をお願いします。

eLTAX(エルタックス)問い合わせ先： ヘルプデスク (0570-081459, 03-5521-0019)

長崎振興局税務部又は長崎県税務課 (095-895-2215)

法人県民税について

1. 納める人

法人等の種類	税額
県内に事務所、事業所がある法人	均等割額 + 法人税割額
県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等がある法人	均等割額
法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で県内に事務所、事業所を有するもの	法人税割額

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなします。

2. 納める額

(1) 均等割

森林環境の保全に資するため、平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分に、『ながさき森林環境税』として均等割の標準税率に5%相当額を加算した超過課税を実施しております。

法人の区分	年税額
(ア)公共法人及び公益法人等(均等割を課することができない法人を除く)	
(イ)一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く)	
(ウ)人格のない社団等(法人でない社団、財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの)	21,000 円
(エ)資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)	
(オ)資本金等の額が1千万円以下の法人(資本金等の額を有する法人)	
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	52,500 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	136,500 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	567,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	840,000 円

- (注)・ 資本金等の額：法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
- ・ 保険業法に規定する相互会社については、資本金の額又は出資金の額がありませんので貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額を資本金の額又は出資金の額として算定します。
 - ・ 資本金等の額が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合算額。(H27.4.1以後開始事業年度～)
 - ・ 資本金等の額は法人事業税資本割と同じく、無償減資等による欠損填補・無償増資を行った場合は調整後の額(H27.4.1以後開始事業年度～)
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人については、(ア)の公益法人等になります。

(2) 法人税割

法人税割額 = 法人税額 × 税率 (連結法人は個別帰属法人税額 × 税率)

税率

総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実を図るため、昭和60年1月1日から令和9年12月31日までの間に終了する事業年度分に、一部の法人を除き法人税割の超過課税を実施しております。

法人税額	資本金 1億円以下		1億円超		相互会社		資本金(出資金)の額を有しない法人又は法第24条第6項で法人とみなされるもの	
	H26.10.1以後 開始事業年度分	R1.10.1以後 開始事業年度分	H26.10.1以後 開始事業年度分	R1.10.1以後 開始事業年度分	H26.10.1以後 開始事業年度分	R1.10.1以後 開始事業年度分	H26.10.1以後 開始事業年度分	R1.10.1以後 開始事業年度分
年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%	4.0%	1.8%	4.0%	1.8%	3.2%	1.0%
年1,000万円超の法人	4.0%	1.8%					4.0%	1.8%

(3) 利子割控除等

利子課税制度により県民税利子割を課税された法人については、確定申告等の際に本店の所在する都道府県において、法人税割額から一括控除し、さらに均等割へ充当するか、還付することとされていましたが、

平成28年1月1日以降に法人が支払いを受けるべき利子について県民税利子割は課税されないこととなりましたので、法人税割額からの控除等の取扱いもなくなりました。

(4) 法人県民税の非課税について

収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)について、地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により法人県民税の課税上収益事業に含まないこととされる場合があります。詳しくは、長崎振興局税務部までお問い合わせください。

法人事業税について

1. 納める人

県内に事務所、事業所を設けて事業を営む法人が納めます。

人格のない社団など(青年団、PTA、県人会など)は、収益事業又は法人課税信託(法人税法第2条第29項の2に規定する法人課税信託をいう。)の引受けを行う場合のみ納めます。また、個人で法人課税信託の引受けを行う場合も納めます。

2. 納める額

法人事業税額 = 所得金額または収入金額 × 税率

税率

事業の区分及び法人の種類		税率の区分(%)							
		H27.4.1 以後開始 事業年度分	H28.4.1 以後開始 事業年度分	H30.4.1 以後開始 事業年度分	R1.10.1 以後開始 事業年度分	R2.4.1 以後開始 事業年度分	R4.4.1 以後開始 事業年度分		
、 及 び 以 外 の 事 業	ア 普通法人等(注)	所得割	年400万円以下の所得	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
		年400万円超 年800万円以下の所得	5.1	5.1	5.1	5.3	5.3	5.3	
		年800万円超の所得	6.7	6.7	6.7	7.0	7.0	7.0	
		軽減税率不適用法人(注)	6.7	6.7	6.7	7.0	7.0	7.0	
	イ 特別法人(注)	所得割	年400万円以下の所得	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
		年400万円超の所得	4.6	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9	
		軽減税率不適用法人(注)	4.6	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9	
		ウ 資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 普通法人 〔外形標準課税法人〕	所得割	年400万円以下の所得	1.6	0.3	0.3	0.4	0.4
	年400万円超 年800万円以下の所得	2.3	0.5	0.5	0.7	0.7			
	年800万円超の所得	3.1	0.7	0.7	1.0	1.0			
	軽減税率不適用法人(注)	3.1	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0		
			付加価値割	0.72	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
		資本割 (清算中の法人を除く)	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く)(注)、 ガス供給業(注)、生命・損害保険業を行う法人		収入割	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	
小売電気 事業等・ 発電事業 等・特定 卸供給事 業(注)	ア及びイの法人	収入割					0.75	0.75	
		所得割					1.85	1.85	
	ウの法人	収入割	-	-	-	-	0.75	0.75	
		付加価値割					0.37	0.37	
		資本割 (清算中の法人を除く)					0.15	0.15	
特定ガス供給業(注)を行う法人		収入割					0.48		
		付加価値割	-	-	-	-	0.77		
		資本割 (清算中の法人を除く)					0.32		

事業区分： 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

(注) 普通法人等：収益事業を行う公益法人等、人格のない社団等は普通法人の税率を適用します。

特別法人：医療法人、協同組合等(農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫等)

軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人。なお、令和4年4月1日以後開始事業年度より上記税率表 ウの外形標準課税法人も該当します。

電気供給業：令和2年3月31日までに開始する事業年度の電気供給業を行う全ての法人は、収入割。
令和2年4月1日以後開始する事業年度分より、小売電気・発電事業を行う法人(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含みます。))及び同項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含みます。))、
令和4年4月1日以後終了する事業年度分より、特定卸供給事業(同項第15号の3)を行う法人は、
(1) 資本金1億円超の普通法人：収入割 + 付加価値割 + 資本割
(2) (1)以外の小売電気・発電事業・特定卸供給業を行う法人：収入割 + 所得割
上記以外の法人(一般送配電事業等)：収入割

ガス供給業：平成30年4月1日以後開始する事業年度分より、一般ガス導管事業者(ガス事業法第2条第5項)、特定ガス導管事業者(同条第7項)(以下「導管ガス供給業」といいます。)、ガス製造事業者(同条第10項。ガス事業法施行規則第5条に該当する設備を有する事業)及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち経過措置対象事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項の義務を負うものに限ります。))は収入割。それ以外の法人は、資本金1億円超の普通法人：所得割 + 付加価値割 + 資本割。資本金1億円以下の普通法人等：所得割。
令和4年4月1日以後開始する事業年度分より、導管ガス供給業を行う法人は収入割。ガス製造事業者(ガス事業法第2条第10項、同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいいます。))を行う者に限り、導管ガス供給業を除きます。)(「特定ガス供給業」といいます。))は収入割 + 付加価値割 + 資本割。それ以外の法人は、資本金1億円超の普通法人：所得割 + 付加価値割 + 資本割。資本金1億円以下の普通法人等：所得割。

特別法人事業税について

1. 適用

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告に適用されます。
(特別法人事業税は、国税ですが、法人事業税と併せて都道府県への申告納付が必要となります。)

2. 納める人

法人事業税(所得割・収入割)の納税義務のある法人

3. 課税標準

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額・収入割額)

小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業は、収入割額のみが対象となります。

4. 納める額

特別法人事業税額 = 法人事業税の所得割額又は収入割額(税額) × 特別法人事業税の税率

税率

課税標準の区分	法人の種類	税率(%)		
		R1.10.1以後 開始事業年度分	R2.4.1以後 開始事業年度分	R4.4.1以後 開始事業年度分
法人事業税所得割額	外形標準課税法人以外の普通法人等	37.0		
	特別法人	34.5		
	外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人)	260.0		
法人事業税収入割額	下記以外の収入金額課税対象法人	30.0		
	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	30.0	40.0	
	特定ガス供給業を行う法人	30.0		62.5

令和4年4月1日以後終了する事業年度分より、特定卸供給事業を行う法人は上記表のとおり。

課税免除等の制度について

県内の特定地域において一定の要件を満たす生産設備等を取得した場合には、申請していただくことによって、法人事業税及び不動産取得税の課税免除又は不均一課税を受けることができます。(法人事業税は3年)申請は、当該生産設備等を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税の申告期限の日(2年目以降は各事業年度に係る法人事業税の申告期限の日)までに行う必要があります。詳しくは長崎振興局税務部へお問い合わせください。

その他

- 2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、課税標準の総額を関係都道府県に分割して申告納付することとなります。なお、この分割に用いる基準(分割基準)のうち、法人事業税の分割基準については、次のとおりです。

事業	分割基準	事業	分割基準
非製造業 銀行・証券・保険業 運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業・建設業等	課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:従業者の数	ガス供給業 倉庫業	事業所等の固定資産の価額
製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人は 工場の従業者数を1.5倍)	電気供給業	小売電気事業 課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:従業者の数
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル		一般送配電事業 送配電事業 特定送配電事業 配電事業
		発電事業 特定卸供給事業	課税標準の3/4: 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4: 事業所等の固定資産の価額

令和4年4月1日以後終了する事業年度分より、配電事業及び特定卸供給事業を行う法人は上記表のとおり。

- 期限内に申告納付がないときは、加算金及び延滞金が徴収されます。
- 災害等のために決算ができず期限内に申告納付ができないとき、定款等の定めなどにより定時総会が事業年度終了から2ヶ月以内に召集されない常況等の理由により決算が確定できないため期限内に申告納付ができないときは、定められた期限までに申告期限の延長申請をする必要があります。
- 資本金、事業年度、所在地等の変更をした場合、1月以内に長崎振興局税務部に届け出てください。
- 県税の申請・届出書等の様式(一部)は、長崎県のホームページからダウンロードすることができます。

Webで

長崎県 税務課

検索

